

【記載例②】労災保険成立票

- 工事関係者の見やすい場所に掲示する必要があります。＜該当法令参照＞
- 掲示が工事関係者に見やすい場所がない場合や記載内容に誤りがある場合は指導項目になります。

労災保険成立票

① 保険関係成立年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
労働保険番号	〇〇〇〇〇〇
② 事業の期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
③ 事業主の住所氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
④ 注文者の氏名	香川県広域水道企業団 企業長又は〇〇統括ブロックセンター所長
⑤ 事業主代理人の氏名	〇〇〇〇〇

【注意事項】

- ①：一括有期事業（年度内工事を一括処理）
➡会社設立時に保険関係成立届を労働基準監督署に届けた日、又は毎年の更新日単独有期事業
- ①：単独有期事業（その工事単独で保険加入）
➡当該単独工事の保険関係成立届を労働基準監督署に届けた日
- ②：着工日～工事完了予定日（当該工事で作業員が作業する期間、工期とは限らない）
- ③：工事受注者の事業主の住所氏名を記載（通常は会社住所と代表者氏名）
- ④：工事請負契約書に記載の契約者（香川県広域水道企業団企業長、〇〇BC所長等）
※④について「企業長」又は「ブロック統括センター所長」の記載漏れの指導が多い。
- ⑤：労災保険代理人選任届により、代表者の代理として労災保険の手続きをした人を記入する。代表者名で労災保険の申請手続きをしていれば、事業主代理人の欄は「空白」となる。事業主代理人は現場代理人とは異なる。ただし、単独有期事業において労災保険代理人として現場代理人が手続きすれば、現場代理人が事業主代理人となる。
※標識の寸法が縦25cm以上、横35cm以上であるか確認。

＜該当法令＞

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則

(建設の事業の保険関係成立の標識)

第七十七条 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、労災保険関係成立票(様式第四号)を見やすい場所に掲げなければならない。

労働者災害補償保険法施行規則

(法令の要旨等の周知)

第四十九条 事業主は、労災保険に関する法令のうち、労働者に関係のある規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を常時事業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によつて、労働者に周知させなければならない。